

2017年4月10日

各 位

株式会社 三井住友銀行

一時払終身保険「笑顔の約束」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：高島 誠）は、4月17日より、一時払終身保険「笑顔の約束」（引受保険会社：住友生命保険相互会社）の取扱いを開始します。

本商品は、契約後一定期間の死亡保障を抑制することで、一定期間経過後の死亡保障やキャッシュバリューを高くした商品です。職業告知のみでお申し込みいただくことが可能であり、また、契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建てで確定します。

三井住友銀行は、今後もお客様の多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 一時払終身保険「笑顔の約束」商品概要 >

正式名	「笑顔の約束」 5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)
通貨	米ドル・豪ドル
保険期間	終身
契約年齢	満40歳～満90歳 「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」を付加する場合は満40歳～満80歳の取扱いとなります。金利情勢や被保険者の年齢によっては「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」を取扱いできない場合があります。
契約年齢と 第1保険期間 第2保険期間 第3保険期間	【第1保険期間】 40歳～49歳：10年 50歳～90歳：5年 【第2保険期間】 40歳～49歳：5年 50歳～90歳：10年 【第3保険期間】 第2保険期間満了日の翌日以後、一生涯
一時払保険料	【最高】40歳～49歳：7,000万円(1)、50歳～90歳：3億円 【最低】米ドル：1万米ドル、豪ドル：1万豪ドル
告知	職業のみの告知
付加できる 主な特約等	初期死亡時円換算支払額最低保証特約、重度介護前払特約 円建終身保険変更制度、円貨支払制度
解約返戻金	あり
配当金(2)	あり(5年ごと利差配当)

1 最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料を円換算した金額にて判定します。同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合等、上記金額まで加入できない場合があります。

2 配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。